

ロボット介護推進プロジェクト Q&A

I. チーム全体に関する事項

NO.	質 問	回 答
Q 1	本事業を行うにあたって、アルバイトやパートなどの人件費は補助対象となりますか？	対象となります。
Q 2	対象機器を導入（利用）する際の保険料は、補助となりますか？	対象外です。 本事業では既に製品化されている機器又は介護施設等での導入効果測定開始までに製品化されている機器が対象となります。従って、PL保険や施設賠償責任保険等は各自で加入を行ってください。
Q 3	製造費用に係る残りの費用は、どこが負担するのですか？	製造費用等の残り1/3又は1/2は、チーム内で協議して負担分を定めてください。
Q 4	チームで導入する機器に台数の制限はあるのでしょうか？	原則として、最低1チームあたり10台は導入いただきます。（但し、見守り支援機器についての台数の数え方については、プラットフォームの数ではなく設置するセンサーの台数とします。） また、上限は特にありません。
Q 5	提案書作成段階の費用は補助の対象となりますか？	対象外です。 交付決定日以降の支出が補助の対象となります。
Q 6	製造事業者や介護施設を含むチーム内の打合せに係る旅費交通費や会議費などは、補助の対象となりますか？	交付決定後において、本事業に係る業務の打合せについては、対象となります。 但し、開催日時及び場所、参加者、会議概要を保管しておく必要があります。
Q 7	介護施設で申請した機器をうまく活用できなかった場合のペナルティはありますか？	実績報告提出後に事務局が行う確定検査の結果によっては、補助金を交付しない場合があります。
Q 8	チーム提案書の提出者は、仲介者や介護施設でも可能ですか？	本事業では、製造事業者が行うこととしています。 提案書に記載する効果測定の内容は、製造事業者とよく相談してください。
Q 9	事業終了後、対象機器は介護施設で継続して使用できますか？	継続して使用できます。 対象機器の保守は、原則として5年間、製造事業者が行うこととなります。ただし、保守の範囲及び条件、費用等については、継続して使用する介護施設等と協議の上、決めることとなります。

Q10	交付申請書や事業実績報告書の提出は、製造事業者を介して行うことになりますか？	その通りです。
Q11	補助金の請求方法は？	事業終了後、まずは事務局へ実績報告書を提出していただき、事務局の確定検査により交付すべき額を確定します。その後、確定した額で精算払い請求書を提出していただくこととなります。 なお、請求は製造事業者からとなりますが、振込先は製造事業者と仲介者に区分することも可能となるよう検討しています。 公募要領の3.7及び3.8をお読み下さい。
Q12	平成24年11月に定められた重点分野以外のロボット介護機器は対象になりませんか？	その通りです。
Q13	チーム申請時には、仲介者等の構成員が決まっていなければいけませんか？	その通りです。 提案書の提出前にしっかりと協議して決めて下さい。

II. 製造事業者（メーカー）に関する事項

NO.	質 問	回 答
Q1	近くに仲介者がいない場合、どうしたら良いですか？	協会へ相談してください。 協会では、全国の仲介者リストを作成していく予定です。
Q2	交付決定を受けたのち、製造事業者が機器を製造開始しているものの、チーム内でトラブルが生じ、うまく導入講習や導入効果測定ができなくなってしまった場合、製造事業者の費用のみでも補助が受けられますか？	基本的には補助金は交付されません。 そのようなことにならないよう、事前に十分に協議してから申請してください。 また、製造事業者は仲介者が行う、導入講習や導入効果測定にも積極的に協力してください。
Q3	既に在庫にある機器は補助の対象となりますか？	交付決定後の発注について補助対象経費に計上できるため、在庫の機器の場合は設置費用及び効果測定費用のみが補助対象となります。
Q4	経産省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」において採択されている機器のみが、本事業の対象ですか？	違います。 厚生労働省と経済産業省が平成24年11月に定めた重点分野の範囲に該当する機器であれば対象となります。補助対象機器の申請は協会までお問い合わせ

		<p>合わせください。</p> <p>重点分野の範囲は、公募要領の参考資料「ロボット技術の介護利用における重点分野」の頁をお読み下さい。</p>
Q 5	既に市場には出ているが、十分に普及していない機器は対象となりますか？	<p>本事業は量産化への道筋をつけることを目的としており、機器を審査する際、審査委員会が既に量産段階へ達していると判断した場合、対象にならない可能性があります。</p> <p>申請時には、これまでの（おおよその）販売台数を記載していただくことになり、その結果を見て審査委員会が個別に判断することになりますので、懸念点がある場合には、協会へ個別に相談してください。</p>
Q 6	補助対象機器のみの申請は可能ですか？	可能です。
Q 7	補助対象機器とされた場合、希望される介護施設等からのマッチングに全て応じなければなりませんか？	<p>そのようなことはありません。</p> <p>仲介者や介護施設から相談に応じていただき、最終的には、製造事業者の判断となります。</p>
Q 8	自力で仲介者が介護施設を探すのが難しい状況ですが、何か支援策はありますか？	<p>対象機器は、協会のホームページに掲載するとともに、登録介護施設等へ情報提供します。</p> <p>協会では、補助対象機器の製造事業者が、仲介者や介護施設とマッチングできるよう協力します。</p>
Q 9	補助対象機器となれば、補助事業を開始しても良いですか？	<p>補助対象機器の合格をもって補助事業の開始とはなりません。</p> <p>チーム申請を行い、交付決定通知がなされてから事業開始となります。</p> <p>交付要領の3. 4をお読み下さい。</p>
Q 10	補助対象の機器を介護施設へレンタルして、効果測定をしていただくことは可能ですか？	<p>可能です。</p> <p>但し、事業終了後、最低でも5年間は何らかの形で介護施設で継続して使用していただくこととなります。</p>

Ⅲ. 仲介者に関する事項

NO.	質 問	回 答
Q 1	仲介者の人件費は補助金の対象となりますか？	対象となります。 仲介者としての事業に従事する者の労務費単価は健康保険等級等に基づいて算定することになります。
Q 2	介護施設等への移動時間も人件費算定の時間に加えてもよいですか？	差し支えありません。
Q 3	対象機器の申請結果はどのように分かりますか？	合格及び保留中の機器は、協会のホームページに掲載するとともに、予め登録している介護施設へは随時メール配信します。 登録先： http://www.techno-aids.or.jp/robot/
Q 4	平成24年11月に定められた重点分野以外のロボット介護機器は対象になりませんか？	その通りです。
Q 5	自治体や大学、専門学校が仲介者となることは可能ですか？	可能です。 事務局において、チーム申請書の内容を確認し、仲介者としての責務を適切に果たすことができると判断した場合です。
Q 6	最終的に補助金が交付されるのはいつですか？	事業終了後、まずは製造事業者から事務局へ実績報告書を提出していただき、事務局の確定検査により交付すべき額を確定します。 補助金の支払いはその後になります。 公募要領の3. 7及び3. 8をお読み下さい。
Q 7	1 仲介者が複数の製造事業者と申請することは可能ですか？	可能です。
Q 8	本事業へ是非参加したいのですが、先ずは何をすれば良いでしょうか？	仲介したい機器の製造事業者と協議し、1チームあたり最低10台以上は導入できるよう、地域の介護施設等とのチーム編成を行って下さい。
Q 9	自営業の役員の場合、どのように労務費を算定すれば良いですか？	公募要領の「労務費単価の計算方法について」の「2. (2) 健保等級適用者以外の者の取扱細則」をお読み下さい。

IV. 介護施設等に関する事項

NO.	質 問	回 答
Q 1	介護施設では、対象機器の情報をどうやって得るのですか？	対象機器は、協会のホームページから情報提供します。
Q 2	近くに仲介者がいない場合、どうしたら良いか？	協会へ相談してください。 協会では、全国の仲介者リストを作成していく予定です。
Q 3	チームはだれが作るのですか？	チーム作りのきっかけは、製造事業者に限りませんが、申請は製造事業者が代表して行うこととなります。 既に導入を希望する機器が定まっている場合には、当該機器の製造事業者に直接問い合わせしてください。どのような機器を導入すれば良いか分からない場合には、協会まで問い合わせ下さい。
Q 4	居宅で使用する機器は対象となりますか	居宅サービス事業者等が、被介護者の居宅で用いて使用する機器は、重点分野の定義を満たしていれば対象となり得ます。
Q 5	製造事業者が異なるロボット介護機器を導入したい場合のチーム申請はどうなりますか？	チーム申請は製造事業者毎です。複数の機器を希望する場合は、それぞれのチーム申請に入ることとしてください。
Q 6	法人傘下の介護施設や居宅サービス事業所を仲介者として、複数入れてもよいですか？	問題ありません。 本事業では、効率的に講習や効果測定を行うためにも、多数の施設等を束ねた大希望なチーム申請を期待しています。
Q 7	事業のスケジュールを教えてください	協会ホームページに掲載しているモデルスケジュールを参照してください。
Q 8	協会のホームページに登録すれば、本事業に参加表明したことになりますか？	違います。 本事業に参加するためには、チームに加わる必要があります。 既に導入を希望する機器が定まっている場合には、当該機器の製造事業者に直接問い合わせしてください。どのような機器を導入すれば良いか分からない場合には、協会まで問い合わせ下さい。
Q 9	製造事業者や仲介者とマッチングをしてくれますか？	本事業の利用を希望するものの、チームを組むための製造事業者や仲介者を自分で見つけることが困難な場合は、協会へ御相談ください。 なお、補助対象となる製造事業者の情報は協会のホ

		<p>ームページに掲載していますので、事業検討の参考にしてください。対象機器の情報は随時更新していきます。</p> <p>なお、チームを組むための製造事業者や仲介者に目途がついた場合は、直接連絡を取り合って、事業内容の検討をお願いします。</p>
Q10	<p>チーム申請にあたり介護施設で予め準備しておくことは、何かありますか？</p>	<p>チーム申請にあたり、様式8「介護施設等情報書」を作成し、製造事業者を通じて提出していただくこととなります。</p> <p>チームを組む製造事業者が定まっている場合には、製造事業者と事業内容の検討を進めてください。どのような機器を導入すれば良いか分からない場合には、協会まで問い合わせ下さい。</p>

<事務局>

〒162-0823

東京都新宿区神楽河岸1番1号 セントラルプラザ4階

公益財団法人テクノエイド協会 企画部 担当：加藤・谷田・五島

電話番号 03(3266)6883

〒101-0063

東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス

株式会社インターリスク総研 担当：齋藤・依田

電話番号 03(5296)8918